丹波県民局

令和７年６月 27 日（金）14:00
県民躍動室環境課
同時配布先：県政記者クラブ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

令和７年６月 27 日、下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の３の２の規定により、行政処分を行った。

記

１　行政処分の内容

（１）被処分者

住　　所　　神戸市兵庫区西橘通一丁目４番14号

名称及び代表者　　神戸空機株式会社　代表取締役　福岡　浩一

（２）処分の内容　　産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

（３）処分年月日　　令和７年６月27日

２　兵庫県の許可内容

・許　可　の　種　類	産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）
・許　可　年　月　日	令和２年６月19日
・許　　可　　番　　号	第 02808215696 号
・取扱産業廃棄物の種類	廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上９種類 上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

３　処分の理由

被処分者の役員は、明石簡易裁判所において刑法違反により罰金の刑に処せられ、令和３年４月１日にその刑の執行が終了し、その日から５年を経過しないため。

発表者名 （担当者名）	連絡先電話番号
副局長　上田　真也 （室長補佐兼環境課長　石倉　洋介）	0795-73-3773